

## 令和3年度地域介護予防活動支援事業補助金

### 今年度からの変更項目について

1. 冷暖房使用料を「需用費」から「使用料及び賃借料」へ移しました。  
⇒冷暖房使用料は「使用料及び賃借料」に計上してください。
2. 備品関係費に備品修理費用を追加しました。  
⇒申請時に条件がありますので、詳細は担当までお問合せください。
3. 補助金算出方法で1,000円未満切り捨てを廃止しました。  
⇒実費単位で申請、実績報告をします。

#### 【その他】

コピー代、郵便代等については実績報告にそなえ、毎回何をコピーしたのか、何を郵送したのか領収書ごとに分かるように控えておいてください。

お問い合わせ先 佐倉市役所高齢者福祉課 包括ケア推進班  
電話：484-6343（直通）